

第10回JPAF杯パラアーチェリートーナメント大会

開催要項

本大会は、ロサンゼルスパラリンピックに向けた国際競技力向上とともに、選手間の交流を図ることを目的とする。

- 主 催: (一社)日本身体障害者アーチェリー連盟(JPAF)
- 共 催: 佐賀県アーチェリー協会(予定)
- 主 管: JPAF杯パラアーチェリートーナメント大会実行委員会
- 協 力: 佐賀県高等学校体育連盟アーチェリー専門部(予定)
- 協 賛: 大塚製薬株式会社
- 会 場: 佐賀県立森林公園アーチェリー場
〒849-0201佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1897
TEL:0952-25-8756
- 期 日: 2024年12月1日(日)
- 日 時: 9:00- 受付・用具検査
9:30- 開会式
9:50-12:10 プラクティス・予選ラウンド
13:00-16:00 決勝ラウンド(準々決勝、準決勝、3位決定戦、決勝戦)
16:30- 閉会式(成績発表のみとし、閉会式終了後、賞状等は受付で授与)
- 競技部門:リカーブオープン(70mR)/コンパウンドオープン(50mR)/W1オープン(50mR)
- 競技規則 : (公社) 全日本アーチェリー連盟競技規則(2024~2025年) 及び本大会申合せ事項による。
- 参加人数:リカーブオープン 16名(男子10名 女子6名)
コンパウンドオープン 16名(男子10名 女子6名)
W1 オープン 4名(男女混合)
最大合計 36名を予定
※最大36名の枠を超える申し込みがあった場合には、申請記録の上位者より主催者が選考する。
申込状況により部門別の人数を変更することがある。また、参加人数によって予選ラウンドの通過者の人数を制限する場合がある。
- 参加資格:
 - ①令和6年度(一社)日本身体障害者アーチェリー連盟及び(公社)全日本アーチェリー連盟の登録手続きを完了している者(令和6年度申請中を含む)。
 - ②参加者は2023年8月21日~2024年11月17日までの、全日本アーチェリー連盟公認大会において下表に示す参加基準点をおさめた者とする。
 - ③参加の可否については、11月20日(水)に連盟ホームページに発表する。

■参加基準:

【参加基準点一覧表】

部門・種別		基準点
男子リカーブオープン	70mR	530点
女子リカーブオープン	70mR	500点
男子コンパウンドオープン	50mR	610点
女子コンパウンドオープン	50mR	520点
男女 W1オープン	50mR	550点

■表彰:

- ①リカーブオープン(男女)1～3位
 - ②コンパウンドオープン(男女)1～3位
 - ③W1オープン(男女混合)1～3位
- ※参加人数により変更する場合がある。

■参加料: 参加確定後5,000円を速やかに以下の口座に振り込みこむこと。

口座:リそな銀行 赤坂支店 普通1942844
名義:一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟

■申込締切: 2024年 11月18日(月)午後5時00分までに下記宛にメールにて申し込むこと。

■申し込み・問合せ先:

日本身体障害者アーチェリー連盟事務局 event.nisshinaren@gmail.com

■エージェント(矢取り・看的の代理人):

エージェントが必要な選手は、自身で手配すること。主催者側ではエージェントを斡旋することはできない。

■その他:

- ①本大会は(公社)全日本アーチェリー連盟公認大会である。
- ②安全確保については、各自が責任をもって十分に留意し、対処すること。
- ③原則として雨天決行とする。荒天時は当日午前6:30に開催可否を決定し、中止の場合は当連盟HPに午前7:00までに掲載する。
- ④事故については応急手当のみとし、その他の責任は負わない。
- ⑤当日、試合会場で撮影された写真・映像は、日身ア連ホームページ、その他の機関紙に掲載されることがある。参加選手等は、この旨を理解しているものとする。
- ⑥申込みに記載された個人情報本大会のみに使用される。
- ⑦大会会場は駐車場の台数に限りがあるため、歩行に支障のない方は臨時駐車場を利用すること。
- ⑧本大会は日本最高レベルの競技会と指定され、ドーピング・コントロール対象大会であり、またTUE(Therapeutic Use Exemption:治療使用特例)事前申請対象大会となっている。本競技会に参加申込みをした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。
- ⑨宿泊および昼食の用意は各自で手配すること。
- ⑩受付時に「全ア連登録カード」と「日身ア連会員証」を提示すること。

■選手の心構え

- ①選手は礼儀を尊び規律を遵守し、かつ他の参加者との友好親善に努める。
- ②アンチ・ドーピングについて 競技者は次の役割と責任を担う。

日本アンチ・ドーピング機構 Japan Anti-Doping Agency (JADA) (playtruejapan.org)

- i アンチ・ドーピング規則をすべて理解し、遵守すること。
- ii いつでも検体採取に応じること。
- iii アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物および使用物に関して責任を負うこと。
- iv 禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規則に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範および規則に対する違反に該当しないようにすること。
- v 自身が過去10年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定を国内アンチ・ドーピング機関およびWAに開示すること。
- vi ドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関のドーピング調査に協力すること。
- vii 競技者がドーピング調査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力しないことは、WAの懲戒規則/行動規範に基づき不正行為の請求がなされる可能性がある。

■ドーピング検査について

- ①本競技会は日本アンチ・ドーピング規程に基づく、ドーピング・コントロール対象大会であり、またTUE(Therapeutic Use Exemption: 治療使用特例)事前申請大会である。
- ②本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。また、18歳未満である本競技会参加者のエントリーについては、本競技会への参加により上記ドーピング検査に実施について親権者からの同意を得たものとみなす。
- ③本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。④親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
- ⑤本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ⑥競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となる場合があるので留意すること。
- ⑦日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

■個人情報の取扱いについて

以下の項目に使用する。

- ①出場決定者選考結果通知。
- ②大会プログラム作成(大会プログラムは、大会関係者以外に一般およびマスメディアに公開する)。
- ③マスメディア、会場内での参加選手や観客および加盟団体への成績表の配布並びに送付(ホームページ掲載を含む)。
- ④大会運営に必要な場内アナウンス、掲示板等への掲示。
- ⑤連盟の公式ホームページおよび連盟SNSへの画像・映像の掲示。なお、掲載されたくない場合は、その旨を事前に本連盟に連絡すること。

■新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止について

以下の各項を遵守すること。

- ①体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)は、自主的に参加を見合わせる。
- ②こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ③感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守すること。なお、マスクの着用は個人の判断に委ねる。

以 上